

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	やまびこ総合支援センター
委 託 業 務 名	大津市立北部子ども療育センター送迎バスの一部運行管理業務委託
委託業務場所	大津市和邇中
概 要	センターに通所する児童（保護者含む）の送迎を行うため、市有バスの運行管理の一部を行う。運行日は原則として火曜日、木曜日の週２日とする。
契 約 期 間	令和５年４月１日から 令和６年３月３１日まで
契 約 年 月 日	令和５年４月１日
契 約 金 額	２，３７６，０００円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市末広町１番地の１ 日本生命大津ビル２階 〔名 称〕 株式会社ジャパン・リリーフ関西滋賀支店
契約相手方の選 定 理 由	本施設の送迎は、２台のバスで行っており、１台については、令和３年４月１日より令和６年３月３１日までの長期継続契約にて株式会社ジャパン・リリーフ関西支店に委託している。このことから、当該業務を同一業者へ委託した場合には、施設及び他のバスとの連携・送迎ルート掌握・人員確保の観点から事務負担の軽減に加え、安全・円滑かつ適切な送迎を実施するうえで有利と認められるため、長期継続契約が終了する令和６年３月３１日までの期間について随意契約するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) １ 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 ２ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
 随意契約については、別途公表をしています。